

指定介護保険サービス事業者の行政処分について

姫路市は、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10及び同法第115条の45の9の規定に基づき、下記のとおり指定介護保険サービス事業者の指定の取消しを行った。

記

1 処分対象事業者

(1) 法人の概要

名 称	株式会社ベスト・ケアー
所在地	姫路市南駅前町91番地8 ネバーランド姫路駅前1202号
代表者	代表取締役 寺本 麻里子

(2) 事業所の概要

名 称	デイサービスセンターはるみ
所在地	姫路市豊富町豊富2602番地
サービス種類	地域密着型通所介護・第一号通所事業
指定日	平成28年3月1日（第一号通所事業は平成29年4月1日）
定 員	15人
管 理 者	寺本 淳

2 処分について

(1) 処分内容

指定取消し

(2) 処分の理由

ア 地域密着型通所介護（要介護1～5の利用者が受けるサービス）

(ア) 不正請求

a 架空請求（対象利用者：20人 件数：648件）

対象事業所は、令和元年6月1日から同年11月2日までの間の土曜日及び令和元年7月22日から同年8月30日までの間、利用者を対象事業所へ通所させていないにもかかわらず、対象事業所において介護サービスを提供したとして、介護給付費を不正に請求した。

b 介護保険外サービスに係る介護給付費の請求について（対象利用者：9人 件数：26件）

平成31年2月1日から令和元年12月20日までの間について、介護サービス提供時間中に訪問歯科診療を受診しており、訪問歯科診療に係る時間は介護サービスを提供していないにもかかわらず、当該時間についても介護サービスを提供したとして、介護給付費を不正に請求した。

c 介護職員処遇改善加算（I）の不正請求

対象事業所は、介護職員処遇改善加算（I）を算定するにあたり、平成31年2月から令和元年12月までの間に提供した介護サービスについて、上記a及びbのとおり不正に算定した状態で当該加算を行い、介護給付費を不正に請求した。

d 小括

上記 a から c までにより、対象事業所は、介護給付費合計 7, 7 6 5, 2 2 3 円を不正に請求した。

(イ) 虚偽の答弁

代表者及び管理者は、上記 (ア) a の不正請求を隠ぺいするために、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、サービス提供をしたと虚偽の答弁を行った。

イ 第一号通所事業（要支援者が受けるサービス）

(ア) 法令違反等

第一号通所事業を行う事業所と一体的に運営されている地域密着型通所介護事業所において、「不正請求」「虚偽の答弁」の違反行為が行われた。

(3) 処分年月日

令和 4 年 3 月 2 3 日

(4) 指定取消年月日（指定の効力が消滅する日）

令和 4 年 5 月 1 日

4 利用者の保護

利用者の意向を尊重しつつ、引き続き他の事業所を利用できるように支援を行う。